

みなと交流センター自動販売機設置事業者募集要項

今治市ではみなと交流センターに自動販売機（以下「自販機」という）を設置していただく自動販売機設置事業者を募集します。

応募される方は、本募集要項を確認し、各事項をご承知の上でお申し込みください。

1 概要及び目的

みなと交流センターは船・バス客の待合所を設置しており、日々多くの方が当施設を利用しています。利用者のニーズに応えることを目的として、飲料自販機を設置します。

2 設置場所

施設名称	所在地	貸付箇所	台数	売上手数料（率）
みなと交流センター	今治市片原町1丁目 100番地3	待合所横	3台	売上金額の20%以上 (最低水準)

3 設置の態様

自販機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可、今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年条例第64号）第2条及び今治市港湾施設管理条例（平成17年条例第246号）並びに市の指示に従っていただきます。

4 設置許可期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

（ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合は、当初許可から引き続き令和9年3月31日まで1年ごとに目的外使用許可申請ができるものとします。）

5 参加資格要件

次の要件を満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 今治市に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては今治市で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 自販機の設置業務において自ら管理・運営を 3 年以上の実績を有していること。
- (6) 次の各号に該当しない方
 - ア 納期の来ている市税を完納していない方
 - イ 破産者で復権を得ない方
 - ウ 現に公費の扶助を受けている方
 - エ その他市長が不適当と認めた方
- (7) 市が提示する次の許可条件を遵守できること。
 - ア 今治市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成 17 年今治市条例第 64 号）、今治市港湾施設管理条例（平成 17 年条例第 246 号）並びに市の指示に従わなければならない。
 - イ 当該使用の目的以外に施設を使用してはならない。
 - ウ 自販機は、市の指定する場所以外に設置してはならない。
 - エ 事前の承諾を得ないで、工作物の設置をしてはならない。
 - オ 使用料は、売上金額（消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず消費税を含んだ売上金額）に売上手数料率（20%以上の整数、設置希望業者の提案により決定）を乗じた額（当該使用料に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り上げた額）を標準税率に割り戻した金額とする。ただし、その使用料が自販機 1 台毎に月 5, 0 0 0 円に満たない場合は、自販機 1 台毎に月 5, 0 0 0 円とする。
 - カ 自販機の売上金額は、売上のあった翌月 1 0 日までに本市に報告しなければならない。
 - キ 使用料は、売上金額の報告後、市が指定する期日までに納付しなければならない。
 - ク 物品の販売にあたっては、市場価格並（適正な価格）で販売し、また、他人に危害を及ぼす恐れのある物品やその他不適当と認める物品を販売してはならない。
 - ケ 自販機本体の視認が容易な箇所に社名（店名）、代表者名及び連絡先電話番号を表示しなければならない。
 - コ 設置機種は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、ノンフロン対応機をはじめ、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自販機とする。
 - サ 販売物品の盗難事故及び販売にかかる各種トラブルについては、使用者の責において解決しなければならない。
 - シ 自販機が故障した場合は、速やかに修理若しくは交換をしなければならない。
 - ス 販売物品の空き容器の回収用ごみ箱を自販機に隣接して設置しなければならない。また、空き容器の回収及び周辺の清掃等、周辺の美化に努めなければならない。

セ 使用期間中に公用若しくは公共用に供するために必要を生じたとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

ソ 許可を取り消した場合において生じた損失については、本市は、一切その補償をしない。

タ 納入した使用料は、返還しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、利息を付することなく、その全部又は一部を返還する。

チ 許可を受けて使用する行政財産（以下「使用財産」という。）を他に転貸し、又は担保に供してはならない。

ツ 市長の許可を受けた場合のほか、使用財産の許可を受けた目的以外の使用に供し、若しくは使用財産の原形を変更してはならないこと及び許可を受けて使用財産の原形を変更した場合においては必要に応じ、又は当該使用許可の終了若しくは許可の取消しのときにおいて原形に回復させることができる。

テ 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、損傷し、又は滅失し、その他使用許可条件に違反する行為があったときは、セの規定によりその許可を取り消すほか、市長は、その損害の賠償を請求することができる。ただし、原状に回復したときは、その損害賠償義務を免除することがある。

ナ 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良、修繕その他の費用は、市長に対して請求することができない。

ニ 使用者は港湾管理者と常に連絡調整をしなければならない。

ヌ 当該使用許可について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

6 応募申込書等の配布及びダウンロードについて

(1) 期 間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月14日（水）まで

(2) 配布場所 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3階
港湾漁港課 庶務担当（Tel0898-36-1545）

(3) 方 法 上記配布場所で受け取る他、今治市港湾漁港課ホームページからダウンロードすること。

7 応募申込書等の提出

応募される方は、応募申込書と参加資格を有する証明書等を提出してください。

(1) 提出期限 令和6年2月14日（水）午後5時まで

(2) 提出場所 上記「6 応募申込書等の配布及びダウンロードについて」の（2）と同じ

(3) 提出書類

提出書類		法人	個人	備考
応募申込書		○	○	市港湾漁港課（HP）
暴力団排除に関する誓約書		○	○	
市税完納証明書（原本）	発行日から 6 月以内のもの	○	○	市納税課発行
消費税及び地方消費税納税証明書 （その 3）（原本）		○		税務署発行
住民票抄本（原本）			○	市市民課又は各支所 住民サービス課発行
会社又は法人の登記事項証明書 （原本）		○		法務局発行

※申請日等日付の欄は、必ず記入してください。また提出された書類は返却しません。

提出された一切の書類について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、当該目的以外には使用しません。

(4) 提出方法 直接持参もしくは郵送するものとします。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

8 応募資格の確認等

提出された書類により応募資格の有無を確認し、令和 6 年 2 月 22 日（木）までに申請者あてに結果を通知します。また、当該結果の通知後であっても、虚偽の記載等が判明した場合には応募資格を取り消す場合があります。

9 使用料（売上手数料率）提案書の提出

(1) 日 時 令和 6 年 2 月 28 日（水）午前 11 時

(2) 場 所 みなと交流センター 3 階会議室（今治市片原町 1 丁目 100 番地 3）

(3) 提出方法 持参による

10 設置予定業者の決定等

(1) 決定方法

提案の内容の評価は、「売上手数料率」により行います。「売上手数料率」については、売上金額の 20%以上の整数で行い、最も高い率の提案者を設置予定業者とします。

（提案された「売上手数料率」の最高提案者が 2 者以上あるときは、当該提案者によるくじ引きにより決定します。）参加者が 1 者の場合は、その者を設置予定業者とするが、提案は行いません。

(2) 設置予定業者の公表

設置予定業者の決定後、港湾漁港課より全ての申込者に結果を通知します。

(3) 応募の無効

- ア 応募資格要件を欠いている者が応募した場合
- イ 指定期間内に応募書類等が提出されなかった場合
- ウ 応募申込書等の氏名、押印その他必要な箇所について、誤字又は虚偽の記載等がある場合
- エ その他応募要項の規定に関する条件に違反した場合

11 設置機種等の要件

(1) 形状・デザイン（外観色を含む）等

公共施設に設置することを踏まえ、周辺環境に害する恐れのないこと。また自販機本体の視認が容易な箇所に社名（店名）、代表者名及び連絡先電話番号を表示しなければならない。

(2) 耐震対策等の安全対策

施設の躯体等に負担がかからない方法で、耐震対策（転倒防止策）等を施し、安全に十分配慮し設置すること。また3台のうち1台はWi-Fi機能を有するものとし、もう1台は災害対応（無償提供）機能を有するものとする。

(3) 販売品目

清涼飲料水（お茶・水・ジュース・紅茶及びこれらに類する品目）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）は販売しない。夏季・冬季と、商品については一部変更すること。

12 問い合わせ先

〒794-0013 今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3階
港湾漁港課 庶務係（Tel0898-36-1545）